

電気通信事業法施行規則等の 一部改正について

(第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備)

令和7年9月30日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田 仁 東京大学特命教授。以下「研究会」という。）において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会第九次報告書が取りまとめられた（令和7年9月12日（金）公表）ところ、同報告書の内容を踏まえて接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）関係省令等の改正案を作成した。

主な改正事項

○ 接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の内容を踏まえた規定の整備

（１）アンバンドル機能の見直し（番号ポータビリティ転送機能の削除）

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の一部改正（諮問対象外）
- ・ 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）の一部改正
- ・ MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」という。）の改定（諮問対象外）

（２）第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式の見直し

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部改正（諮問対象外）

○ 接続制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備

（３）特定移動端末設備の範囲に係る規定整備

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部改正
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）の一部改正（諮問対象外）

（４）その他

- ・ 附則

- これまで携帯電話の番号ポータビリティの実現方法として、「リダイレクション方式」、「転送方式」又は「併用方式」が利用されてきた。また、二種接続料規則第４条においては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）が接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）の一つとして、「番号ポータビリティ転送機能」を規定しており、二種指定事業者は、当該機能に係る接続料を接続約款に規定してきた。
- 今般、PSTNからIP網への移行に伴い、番号ポータビリティの実現方法がENUM方式に統一され、転送方式が利用されなくなったことから、二種接続料規則のアンバンドル機能から「番号ポータビリティ転送機能」を削除する。また、施行規則に規定する接続料算定に係る様式からも同機能を削除するとともに、MVNOガイドラインについても所要の改定を行う。

省令改正案【二種接続料規則】

第四条 法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

区分	機能の区分	内容
一 次項に掲げる場合以外の場合	イ 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
	ロ データ伝送交換機能	第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）
	ハ 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
	ハニ ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能
二 事業者が音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合	前項ロに掲げる機能	前項ロに掲げる内容

2（略）

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条 削除第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条 第四条第一項の表一の項ハニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき算定するものとする。

規定の趣旨

二種接続料規則第４条のアンバンドル機能について、現行の規定では、音声伝送交換機能、データ伝送交換役務、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能を規定しているが、番号ポータビリティ転送機能を削除する。

また、同令第14条の、番号ポータビリティ転送機能の接続料に係る規定を削除する。

（参考）アンバンドル要件（MVNOガイドライン）

- | |
|--|
| ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること |
| ② アンバンドルすることが技術的に可能であること |
| ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと |
| ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること
※具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。 |

規定の趣旨

二種接続料規則第4条のアンバンドル機能から番号ポータビリティ転送機能を削除することに伴い、施行規則に規定する接続料算定に係る様式からも同機能を削除する。(諮問対象外)

省令改正案【施行規則 様式第17の4の2】

1 音声伝送交換機能、~~MNP転送機能~~及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トピック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
				音声伝送交換機能	MNP転送機能	SMS伝送交換機能
営業費					-	
運用費					-	
施設保全費					-	
共通費					-	
管理費					-	
試験研究費					-	
研究費償却					-	
減価償却費					-	
固定資産除却費					-	
通信設備使用料					-	
租税公課					-	
合計					-	

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「~~MNP転送機能~~」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハニに掲げる機能をいう。

2～5 (略)

2～3 (略)

4 原価の合算

(表略)

注1・2 (略)

3 「接続料原価」の欄には、1(音声伝送交換機能、~~MNP転送機能~~及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)、2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)又は2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

4 (略)

【施行規則 様式第17の4の4】

1～103 (略)

2 MNP転送機能に係る需要

項目	数値(単位:秒)	備考
転送呼の通信時間	-	-

注「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

23 SMS伝送交換機能に係る需要

(表略)

注「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハニに掲げる機能をいう。

【施行規則 様式第17の4の5】

1～103 (略)

2 MNP転送機能の接続料

-	-(設備等の算定上の区分)-	計
原価(単位:円)-	-	-
利潤(単位:円)-	-	-
需要(単位:秒)-	-	-
-(原価+利潤)÷需要	-	-
当該機能による使用回数	-	-
接続料単価	-	-
備考	-	-

注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。

3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価+利潤)÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。

5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6 注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

23 SMS伝送交換機能の接続料

(表略)

注「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハニに掲げる機能をいう。

34 (略)

(1) アンバンドル機能の見直し③

4

【施行規則 様式第17の4の6】

1 音声伝送役務

	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産				-	-	-									
有形固定資産				-	-	-									
(帳簿価額)				-	-	-									
機械設備				-	-	-									
空中線設備				-	-	-									
通信衛星設備				-	-	-									
端末設備				-	-	-									
市内線路設備				-	-	-									
市外線路設備				-	-	-									
土木設備				-	-	-									
海底線設備				-	-	-									
建物				-	-	-									
構築物				-	-	-									
機械及び装置				-	-	-									
車両及び船舶				-	-	-									
工具、器具及び備品				-	-	-									
休止設備				-	-	-									
土地				-	-	-									
リース資産				-	-	-									
建設仮勘定				-	-	-									
有形固定資産合計				-	-	-									
無形固定資産				-	-	-									
海底線使用权				-	-	-									
衛星利用権				-	-	-									
施設利用権				-	-	-									
ソフトウェア				-	-	-									
のれん				-	-	-									
特許権				-	-	-									
借地権				-	-	-									
リース資産				-	-	-									
その他無形固定資産				-	-	-									
無形固定資産合計				-	-	-									
電気通信事業固定資産合計				-	-	-									

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハニに掲げる機能をいう。

2・3 (略)

【施行規則 様式第17の4の7】

機能別運転資本計算表(レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP転送機能に係る運転資本の額	SMS伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本(年額)			-	
接続料原価			-	
一) 減価償却費			-	
一) 固定資産除却費			-	
一) 租税公課			-	
小計			-	
接続料の収納までの平均的な期間			-	
運転資本(期間額)			-	

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハニに掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 (略)

4 「MNP転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「MNP転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

45 「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

56 (略)

改正案【MVNOガイドライン】

2 電気通信事業法に係る事項

(2) MVNOとMNOとの関係

2) 事業者間接続による場合

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

(ウ) アンバンドル機能等

事業法第34条第3項第1号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、aのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、イのとおり「アンバンドル機能」を定め、ウのとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合（略）

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から③④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能
 - ② データ伝送交換機能
 - ~~③ 番号ポータビリティ転送機能~~
 - ③④ ショートメッセージ伝送交換機能
- (略)

ウ) 開放を促進すべき機能（略）

(略)

(オ) 接続料の算定

イ) 原価算定の3ステップ・プロセス

- a 音声伝送交換機能、~~番号ポータビリティ転送機能~~、ショートメッセージ伝送交換機能
- (略)

内容の趣旨

二種接続料規則第4条のアンバンドル機能から番号ポータビリティ転送機能を削除することに伴い、MVNOガイドラインにおいても同機能に係る規定を削除する。（諮問対象外）

- 第二種指定電気通信設備の接続料について、接続約款の届出に当たり添付される算定根拠については、施行規則に様式が規定されている。行政・事業者双方の業務効率化の観点から、当該様式のうち接続料算定への影響の少ないものを削除する。

省令改正案【施行規則 様式第17の4の2】

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

(表 略)

注1・2 (略)

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

34・45 (略)

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

(表 略)

注1～3 (略)

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

45～1011 (略)

2の2・2の3 (略)

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	MNP転送機能に算入する営業費の額	SMS伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費	-	-	-	-
電気通信の啓発活動に係るもの	-	-	-	-
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの	-	-	-	-
周波数再編の周知に係るもの	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)及び2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

内容の趣旨

MVNOガイドラインにおいて、営業費は原則として接続料原価に算入されるべきではないとしており、実態としても、アンバンドル機能に係る接続料原価に占める営業費の割合は僅少であることから、施行規則に規定する接続料算定に係る様式のうち、「機能別接続料原価算入営業費明細表」を削除する。(諮問対象外)

(参考) MVNOガイドライン(抄)

2 電気通信事業法に係る事項

(1)MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

2)事業者間接続による場合

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

(オ)接続料の算定

イ)原価算定の3ステップ・プロセス

c 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a)営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

- 第二種指定電気通信設備制度においては、**特定移動端末設備**のシェアが総務省令で定める割合（10％）を超える電気通信設備を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして総務大臣が指定し、当該設備を設置する電気通信事業者に対して、当該設備との接続に係る接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課している。
- **特定移動端末設備の範囲**について、施行規則第4条の4第1項において、携帯電話端末及びBWA端末（WiMAX 2+、AXGPに限る）とされているところ、2.5GHz帯について5Gの導入及び5Gと互換性のあるBWA方式の導入が可能となっていることを踏まえ、**BWA端末について、5Gと互換性のあるBWA端末**（による無線通信を行う端末設備）**を追加**する。

省令改正案【施行規則】

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

- 一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信
- 二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同令第三条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものの無線局に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

2・3（略）

（参考）無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）（抄）

（定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。

二～十一（略）

- 十二 「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

- 十二の二 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十三～十六（略）

（３）特定移動端末設備の範囲に係る規定整備②

省令改正案【施行規則】

（法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項）

第二十五条の七 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項

イ～ヲ（略）

一（略）	一～四（略）
二 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることができる可能なものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）	一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二 その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者

五（略）

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。

一（略）

二 携帯電話（様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、**同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式**を用いることができる**可能なもの**を使用するものに限る。）

三（略）

規定の趣旨

- 法第38条の2第1項は、二種指定事業者に対し、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したとき等に総務大臣に届出を行うことを義務づけている。

特に、施行規則第25条の7に規定する携帯電話、BWAアクセスサービスの卸電気通信役務を一定の規模以上の電気通信事業者等に提供する場合には、同条に規定する提供内容・料金等の事項及び契約書等の写し等、詳細な事項の届出が求められる。

同条におけるBWAアクセスサービスの定義について、今般、施行規則第四条の四の特定移動端末設備におけるBWA端末の定義を変更することに伴い、修正を行う。

- 法第38条の2第2項は、特定卸電気通信役務を提供する事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないとしている。

施行規則第25条の7の5は、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸電気通信役務の対象から除くものを規定している。

同条におけるBWAアクセスサービスの定義について、今般、施行規則第四条の四の特定移動端末設備におけるBWA端末の定義を変更することに伴い、修正を行う。

省令改正案【報告規則】

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることができる可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

一～十四 (略)

2～7 (略)

規定の趣旨

- 報告規則第4条の9は、二種指定事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する事業者(二種指定事業者を除く。)に対し、携帯電話、BWAアクセスサービスの卸電気通信役務を一定の規模以上の電気通信事業者等に提供する業務を行うときは、当該卸電気通信役務の提供に関する報告を行うことを求めている。

同条におけるBWAアクセスサービスの定義について、今般、施行規則第四条の四の特定移動端末設備におけるBWA端末の定義を変更することに伴い、修正を行う。(諮問対象外)

附則案

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

規定の趣旨

- ・ 本省令案の施行日については、公布の日から施行。

- 本諮問内容について、令和7年12月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに省令等の改正を実施する予定。

